# 第33回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月24日(金)午前9時30分から10時2分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長 5番 石堂 かよ子 会長職務代理者 9番 西田 三郎 農業委員 1番 古市 道則 2番 中里 安男 3番 池亀 昭次 4番 牛野 進一郎 6番 小山 重和 7番 河野 律雄 8番 寺田 誠 10番 西田 暁 11番 髙田 照美

## 4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2 年度第33号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定に ついて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの 判断について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

報告案件

農用地等の利用権の合意解約

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長山田直樹農地振興係長戸川修一郎農地振興係中村陽星農地集積支援員牛野学

総合農政課 農業再生対策係長 小川 浩輝

### 6. 会議の概要

事 務 局 本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、農地利用最適 化推進委員の出席をご遠慮いただいております。 事 務 局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立 していることを報告いたします。

議 長 ただいまから、第33回農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 7番、河野 律雄 委員。8番、寺田 誠 委員を指名します。

議 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定による令和2年度第33号農用地利用集積計画書(案)に対する 意見決定について、を議題にします。

尚、農地中間管理権案件 整理番号2番・10番において私が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をいたします。

議事の進行を西田会長職務代理にお願いいたします。

(石堂 かよ子 会長、退場)

(西田 三郎 会長職務代理、登壇)

会長職務代理 それでは、事務局より議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号2 番・10番の説明をお願いします。戸川係長。

事務局 それでは農地中間管理権の設定について説明いたします。

資料は30ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号2番·10番について説明いたします。

整理番号2番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 A・90歳、この土地の耕作者は B です。

申請地は $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ ××番、同字××番、地目については 田で、面積合計は  $\bigcirc$  m です。期間は 10 年です。図面については、35 ページに添付しております。

32ページをお開きください。整理番号10番も同様に A と B の 中間 管理権の設定です。

土地の所在、賃借料等については、お目通しくださるようお願いいたします。存続期間は7年で、図面は45ページに添付しておりますので、ご確認ください。

この2件につきまして、農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会長職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

会長職務代理 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

会長職務代理 異議がないようですので、議案第1号 農地中間管理権案件 整理番号

2番・10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案 第1号 農地中間管理権案件 整理番号2番・10番については原案のとお

り決定いたしました。

石堂会長の入場を求めます。議事の進行を代わります。

(石堂 かよ子会長、入場)

(西田 三郎 会長職務代理、降壇)

議 長 引き続き議事を進行します。議案第1号 農地中間管理権 残りの案 件の説明をお願いします。戸川係長。

事務局 それでは農地中間管理権の説明を続けます。

資料は29ページをご覧ください。総括表の説明をいたします。

令和2年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画(農地中間管理 案件 12件)を定めたいので承認を得るものです。

先ほど2件の案件について決定いたしましたので、残りの農地中間管理 案件 10件について説明いたします。

期間の始期を令和2年5月1日から存続期間 10月、3年間、5年間、6年間、7年間、10年間と6通りあります。面積・人数等については各自お目通しください。

資料30ページをお開きください。

整理番号 1 番。埼玉県戸田市在住 C と耕作者、D の権利設定は、申請地は○○字△△に4 筆、地目は 畑で、合計面積は ●●㎡。賃借料は 10 アール当り 1 万円。

次に整理番号 3 番。 E と耕作者 F、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 1 筆、地目は 畑で、 賃借料は 10 アール当り $\bigcirc\bigcirc$ 円。

整理番号4番。鹿児島市在住 G と耕作者 H、○○字△△に1筆、字 △△に2筆、地目は 畑で、賃借料は10アール当り1万円。

整理番号5番。I と耕作者 J、〇〇字△△に1筆、字△△に1筆、地目は 田で、賃借料は10アール当り1万円。

整理番号 6番から 9番。11番から 12番につきましては、各自お目通し をいただき、後ほど質問等あれば挙手していただくようにお願いいたしま す。

農地中間管理権の設定を受ける者は、経営規模拡大、農用地の集団化等、 農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条 第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号 農地中間管理案件 残りの案件 について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 農地中間管理案件 残りの案件については原案のとおり決定いたしました。

議 長 引き続き事務局より議案第1号 利用権設定案件について説明をお願 いいたします、戸川係長。

事務局 それでは説明いたします。資料につきましては2ページをお開きください。

引き続き議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について、令和2年4月30日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権15件)を定めたいので、承認を求めるものです。

資料は3ページをご覧ください。

期間の始期が令和2年5月1日から5年間のものが 12件です。

続いて期間の始期が令和 2 年 5 月 1 日から 10 年間のものが 3 件、計 15 件で、田が  $\Theta \Theta m$  の 12 筆、畑が  $\Theta \Theta m$  の 23 筆です。

4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番。利用権の設定をする者は、南種子町○○××番地 K·72歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○××番地 L·50歳、経営面積 ●●㎡。

申請地は、○○字△△××番、地目は 田、面積は ●●㎡ です。水稲作付けを行います。 5 年間の再設定となっております。図面は 9 ページに添付しておりますので、お目通しください。

整理番号2番・3番、それから5ページの4番については、お目通しい ただきたいと思います。

5ページをお開きください。

整理番号 5 番。利用権の設定をする者は、大分県大分市在住の M・66 歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町○○ N・62 歳、経営面積は ●●㎡。

申請地は、○○字△△××番、同字××番、畑が 2筆、賃借料は 10 アール当り○○円 で、10 年間の再設定となっております。

次のページ、6ページをお開きください。

整理番号7番。O と P の利用権設定についてです。

申請地は、○○字△△××番、地目は 畑で、1筆です。10 アール当り1

万円 の5年間の新規設定です。

整理番号8番から9番と、7ページの 10 番までについてはお目通しください。

整理番号 11 番は、鹿児島市在住の Q と 南種子町〇〇 R・58 歳 との利用権設定についてです。

申請地は、○○字△△に2筆、○○字△△に3筆、○○字△△に1筆、計6筆で、地目は 田、面積合計は ●●㎡。

次の整理番号 12 番については、お目通しをいただきたいと思います。 資料 8 ページをお開きください。

整理番号 13 番から 15 番まで、3 件の申請についても、お目通しをいただきたいと思います。

整理番号13番につきましては、鹿児島市在住の S と南種子町〇〇 F、14番につきましては、大阪府高槻市在住の T と南種子町〇〇 F、15番につきましては、南種子町〇〇 U と 南種子町〇〇 V の利用権設定であります。詳細につきましては、お目通しいただきたいと思います。

9ページから 28 ページまで図面を添付しておりますので、再度ご確認 ください。

以上、利用権設定を受ける者は耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

- 議 長 異議がないようですので、議案第1号 利用権設定案件について、原案 のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成 ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 利用権設定案件に ついては原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・亡 W、譲受人・X 外4件 を議題にします。

尚、整理番号5番において中里委員が、農業委員会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので退席をお願いいたします。

(中里 安男 委員、退場)

- 議 長 それでは、事務局より議案第2号 整理番号5番の説明をお願いします。 中村主事補。
- 事 務 局 48 ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権の移転が5件です。

整理番号5番から、資料を読み上げます。

整理番号5番。譲渡人が、西之表市〇〇××番地 Y。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Z です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、54ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は83ページから添付しています。以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号5番、髙田農地部長、お願いします。

農地部長 整理番号5番。Y さんから Z さんへの3条申請でございます。この案件につきまして、現地確認をしながら、Zからの聞き取り調査をいたしましたので、ご報告いたします。

資料 87 ページを開いていただきたいと思います。今回申請の農地につきましては、Y さんは西之表市の ○○株式会社に勤めておりまして、父親が a さんで、○○出身でもう既に亡くなられております。今回申請農地の○○字△△××番につきましては、現在まで賃貸で b さんが耕作をしていたようでございますけれども、昨年度に契約が切れたということで、今後は使用しないということで、Y さんから後の農地を借りる人を探してくださいということで Z さんの方に話が来たようです。Z さんの田んぼの隣でございますので、Z さんが今回購入するということで話がまとまって、今後は図面を見ていただきますと分かりますように、隣接した3筆が1枚の田んぼになるようでございます。今年度もう既に水稲作付けをしておられます。今後も耕作をしていただく形になろうかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号5番について、原案の とおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成で すので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 整理番号5番につい ては原案のとおり決定いたしました。

中里委員の入場を求めます。

(中里 安男 委員、入場)

議長 引き続き事務局より議案第2号 残りの案件についての説明をお願い します。中村主事補。

事 務 局 48 ページをお開きください。

議案第2号 整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 亡 W。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 X です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、遺贈及び受贈によるものです。

この件につきましては、50ページの調査書にあるとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は55ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、鹿児島県鹿児島市○○番××号 ○○。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 d です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに同字に1筆の合計で2筆、地積合計は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、51ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は60ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 e。

譲受人が 南種子町〇〇××番地 d です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに同字に1筆の合計で2筆、地積合計は●●㎡です。

この件につきましては、52ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は66ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 f。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 g です。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 1 筆、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 2 筆、合計 4 筆の地目は 田で、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 1 筆、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 1 筆、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 2 筆、 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\triangle\triangle$ に 2 筆、 $\bigcirc$ 計 7 筆の地目が 畑となっております。合計で 11 筆、地積合計は  $\bigcirc$ ● m です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、53ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は71ページから添付しています。

以上4件につきましては、4月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いし

ます。整理番号1番、寺田委員。

8番委員

整理番号 1 番。場所は〇〇の〇〇スタンドの道を挟んだ反対側に 3 畝ほどの畑があります。その隣には亡くなった W さんの家があり、そこから少し先に X さんの宅地があります。道なりに一連の繋がった土地でありまして、先ほど言いましたように X さんの義理の母になります。遺言でこの土地を X さんにということでしたので、所有権移転ということになったそうでございます。現在野菜等を栽培しておりまして、今後も効率的に利用できるものと思われます。以上です。

議長

続いて整理番号2番・3番、西田 三郎 委員。

9番委員

整理番号2番・3番について、現地調査の結果をご説明申し上げます。まずは d さんについてですが、第3条調査書を見ると、譲受人が農業を開始するということであります。現実的にはこれまでも約4町歩程度の水稲耕作をしておりましたが、すべて借地で自身の所有する農地が無かったということで、今回下限面積である 50 アールを取得して農家として耕作していくようです。

それで航空写真、資料 64 ページを見ていただきたいんですが、今回の申請地は山林に囲まれた土地でこれまでも d さんが耕作されていたということです。

c さんから d さんへ売買による3条申請でございます。c さんが離 農され、新たに d さんが耕作者となります。

続いて整理番号3番についてご説明申し上げます。

e さんから、d さんへの贈与による所有権移転ですが、e さんは d さんの義兄に当たるそうです。この土地はd さんが相続をしていたということのようです。

構造改善の時点で e さんに名義が変わっていたということで、それを 受けて d さんへ名義変更をするということです。 d さんは水田耕作に 力を入れてますので、この3条申請につきましては、何ら問題はないもの と判断いたしました。以上でございます。

議長

整理番号4番、髙田委員。

11 番委員

整理番号4番。f さんから g さんへの所有権移転でございます。

gさんとfさんは夫婦でございます。fさんは亡 h さんの娘でございまして、死亡時に f さんへ相続という形で所有権移転がされたようでございます。その後gさんと結婚をして、この農地をgさんが今まで耕作をしています。

今回、夫婦間の所有権移転に至った経緯でございますけれども、gさんが農業次世代人材育成と言いますか、役場がやっております。新規就農者で年間 150 万円の助成金を受けながらの農業を始めておりまして、その事業を利用して農業を開始している訳でございます。その事業を取り入れる中において、所有権を最終的には移転しなさいという指導があったという

ことで、今回夫婦間でございますけれども、所有権移転をしたいという形での申請が出たようでございます。申請の中身については、所有権移転ということでございますけれども今まで耕作していた農地の名義整理をするという形での申請でございます。よろしくお願いします。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号 残りの案件について、原案のと おり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成です ので、原案のとおり決定いたします。議案第2号 残りの案件については 原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外8筆 を議題にします。 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。牛野支援員。

支援員 88ページをお開きください。

議案第3号は、「農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 i。

土地の所在は、○○字△△××番、地目は畑、地積は ●●㎡。

外8件、8筆の合計で 9筆、地積合計が ●●㎡ になります。

この9筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、4月10日の現地調査において、1番から3番までは事務局、会長、農地部長、地区担当農業委員、4番から9番までは事務局、会長、農地部長、地区担当農業委員及び推進委員で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案の とおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしま した。

議 長 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、対象地・ 〇〇字△△××番 を議題にします。

> それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。総合農政 課 小川係長。

農業再生対策係長

それでは議案第4号について、ご説明させていただきます。

議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対して意見を求めるものであります。資料は95ページから102ページまでになります。ご覧ください。

今回の変更申請については、農用地区域への編入及び用途区分変更の2件となっております。

まず①の申請者につきましては南種子町ということで、変更しようとする土地は、大字○○字△△の31筆になります。総面積は○○アールであり、変更後の用途は農用地であります。これにつきましては、今後の中山間の整備事業につきまして整備計画が入ってきたということで編入という手続きになります。

続いて②の申請者につきましては j さんで、変更しようとする土地は 大字○○字△△の1筆であります。除外面積は ○○アールでございまして、 変更後の用途は、農業用施設用地、畜舎の建設になります。

詳細につきましては、この後の資料をお目通し願います。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいた します。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案ど おり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしまし た。

議 長 報告案件 農用地等の利用権の合意解約について、このことについて事 務局より説明をお願いいたします。戸川係長。

事 務 局 資料 103 ページから 104 ページとなっております。104 ページをご覧ください。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」ということで、利用権設定合 意解約を報告します。

整理番号1番。賃貸人が 鹿児島市〇〇××番地 k、賃借人が 南種子

解約日につきましては、令和2年4月3日。権利の種類につきましては、 利用権設定合意解約ということであります。

整理番号2番。賃貸人が 南種子町〇〇××番地 f、賃借人が 同じく 〇〇××番地 g。

所在・地番につきましては、○○字△△××番、外7筆。先ほどの3条申請での贈与による所有権移転を行うための前提としての合意解約であります。ご承知おきいただけるものと思います。

解約日につきましては、令和2年3月23日。権利の種類につきましては、利用権設定合意解約ということであります。

地目といたしましては、田が1筆、畑が9筆、面積の合計は ●●m<sup>3</sup> であります。

以上、「合意解約」の報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、報告案件を終わります。

議長以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。